

令和4年 第12回

京田辺市教育委員会定例会

令和4年12月21日 (水)

令和4年第12回教育委員会定例会会議録

1 日時・場所

令和4年12月21日（水）午前10時

京田辺市役所305会議室

2 出席委員

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	鈴木	一之
教育総務室担当課長	北尾	卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山	義弘
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	七五三	和広
（事務局）教育総務室主査	鈴木	勝浩
		（兼務職記載省略）

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第16号 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（第1次報告）
- 5 日程第3 報告第17号 令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事の一般競争入札結果について
- 6 日程第4 議案第37号 京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則の一部改正について
- 7 日程第5 議案第38号 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について
- 8 閉会宣告

1 開会宣言

教育長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年第12回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は4名で、定足数を満たしております。

2 議事日程報告

教育長 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりでございます。

3 日程第1、教育行政報告

教育長 それでは日程第1、教育行政報告を議題とします。

事務局から報告願います。

教育部長 私のほうから教育行政報告をさせていただきます。

まず、11月17日ですけれども、市指導主事計画訪問が薪小学校で行われました。上村委員に参加していただきました。

同日、京都府教育功労者表彰が京都府庁で行われました。教育長が表彰されたものでございます。

18日、戦没者追悼式が中央公民館で行われました。

22日、第1回京田辺市立小・中学校長会議が中央公民館で開催されました。

同日、山城地区市町村と部落解放同盟山城地区協議会との意見交換会が精華町役場で行われました。

24日、市指導主事計画訪問が普賢寺幼稚園で行われました。藤原委員にご参加いただきました。

26日、ハートフルフェスタが中央公民館で開催されました。

27日、子どもの主張大会が中央公民館で開催されました。

28日、市指導主事計画訪問が薪幼稚園で行われました。伊東委員にご参加いただきました。

同日、共生を考える集いが社会福祉センターで開催されました。

30日、市議会本会議が議場で開催されました。内容といたしましては議案の上程ということでございます。

同日から12月4日まで、第6回京田辺市展が中央公民館で開催されました。

12月に入りまして、1日、第4回学校教育審議会が305会議室で開催されました。

2日、山城教育局長ヒアリングが山城教育局で行われたところです。

4日、第6回京田辺市展表彰式がコミュニティホールで開催されました。

6日から8日にかけまして、市議会本会議の一般質問がございました。

9日、第3回社会教育委員会議が403会議室で開催されました。

12日、文教福祉常任委員会が委員会室で開催されました。

13日、大西元学校歯科医の叙勲伝達が市内にて行われました。

21日、本日、定例会でございます。

続きまして、議会報告でございます。別紙議会報告でつけさせていただいております。

まず、1ページ目から14ページまで、一般質問の概要を掲載させていただいております。

内容といたしましては、三山木小学校、田辺中学校の設備関係、体育館のエアコン設置、交通安全対策、あるいは読書活動推進計画などについてご意見をいただきました。

また、部活動の地域移行や夜間中学の設置についても質問をいただいたところです。

続きまして、15ページ以降が委員会の内容になります。

まず、請願が出されておりましたので、それに関して審査がございました。請願の内容に関連して、まず、30人以下の学級についてのご質問、あるいは給食や教材費等の保護者負担の軽減などについての質問がございました。請願につきましては、結果、否決されたところでございます。

19ページに参りまして、議案審査がございました。これにつきましては、令和4年、5年度の継続施行による学校給食センター新築等工事請負契約についてでございます。

20ページ中段以降でございますけれども、補正予算に関する審査がございました。中学校給食などに関連するものなど質問いただいたところでございます。

詳細につきましては、時間のあるときにお目通しいただければと思います。

行政報告につきましては以上でございます。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

議会報告のページ数が多いですので、今すぐにお目通しいただくのはなかなか難しいですけれども、もし何か質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

西村委員 三山木小学校の児童数等に関わる部分での質問が急に増えたように思うのですが、やはり今、市民の皆さんにつきましても関心が高まっている状況なのでしょうか。

学校教育課長 三山木小学校につきましては、先日、仮設校舎の建設が始まりましたので、その関係もあって今回ご質問が出たのではないかと推察しております。

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 質疑なしと認めます。

これで日程第1、教育行政報告を終わります。

4 日程第2、報告第16号、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（第1次報告）

教育長 次に、日程第2、報告第16号、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（第1次報告）を議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 それでは、報告第16号、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策についての第1次報告をご説明いたします。

本件は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、京田辺市学校教育審議会から第1次報告が行われましたので、報告するものです。

現在、京田辺市学校教育審議会では、教育委員会からの諮問に基づきまして、京田辺市

立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について審議しているところですが、その審議において、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に当たっては、短期的に対応が必要な課題と中長期的に検討すべき課題に分けて考えることが必要であり、早期に対応することとなる短期的な課題については、行政が早期の対応に着手できるよう、第1次報告という形で、最終答申や中間答申に先立ちまして、審議状況やご意見について報告があつたものです。

それでは、報告書の内容を説明させていただきます。

1番目、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の現状等についてです。

まず、小学校につきましては、三山木小学校を始め、児童数が増加する学校がある一方、少子化により減少する学校も存在し、今後、学校間の児童数の偏在はますます進行していくことが予想されます。

また、中学校につきましても、田辺中学校では、住宅開発の影響を受け、生徒数が増加している一方、培良中学校では少子化が進行し、生徒数の減少が見込まれ、学校間の生徒数の偏在はますます進行していくことが予想されます。

それを踏まえまして、2番目、審議の方向性につきましては、学校間の児童生徒の偏在の解消に向けた対策として、学校の特色化を進めながら、学校選択制、校区の適正化、小中一貫教育の導入など、さまざまな制度のうち、京田辺市が導入するに当たって最も望ましい制度を慎重に検討していきたいと思っております。そして、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向け、市立学校が抱える課題を短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理していくかなければならないと考えております。短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申をする。中長期的に検討すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮しつつ、偏在の解消に向けた対策を継続して審議する。以上のような方向性を示していただいております。

3番目、短期的に解決すべき課題とその方向性につきまして、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けて短期的に解決すべき課題は、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少です。このため、田辺中学校における生徒数の増加に対する環境整備等を進めるとともに、培良中学校については、さらなる特色を付与することにより、校区を越えて選択される学校となるような対策を早急に講ずべきである。以上のような課題と方向性をお示しいただきました。

以上がこの第1次報告の内容になります。

この第1次報告を受けまして、今後の流れといたしましては、12月27日に開催予定の総合教育会議において報告させていただき、市長と教育委員会の間でご協議いただく予定です。その後、学校教育審議会では、この第1次報告を基にして、年明け以降、中間答申を出す予定をしております。中間答申が出されましたら、第1次報告と同様、教育委員会、総合教育会議にも報告させていただくとともに、第1次報告で示された田辺中学校、培良中学校に対する対応について、より具体的に協議を進めていくことになります。その後、中間答申に基づく教育委員会の方針を決定する予定にしております。

説明は以上になります。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

今回、1次報告という形を審議会が取られたということです。本来であれば、教育委員会が諮詢をし、審議会のほうで審議をいただき、答申をいただくということですけども、こここの先ほどの報告の2番にありましたように、方向性の中にも短期的に解決すべき課題については優先的に市教育委員会に対して答申をするということで、この3番に書かれている短期的に解決すべき課題について、なるべく早く教育委員会のほうで今後施策にしっかりと生かしてほしいという審議会の思いがあり、今回の1次報告になったところです。

藤原委員 報告を受けまして、感想とか意見になるのですが、取りあえずは生徒が集中する田辺中学校校区と、生徒が少なくなっている培良中学校校区という名前を具体的に挙げて短期的に調整しないといけないという方針を出されました。先ほどの議会のいろんなご意見の中にもあったように、市民の方の関心も高いですので、このような方向性が出されるということは理解できることではないかと思っています。

西村委員 今、藤原委員がおっしゃったように、短期的な対応については、現状、子どもたちの教育環境をしっかりと保障する意味では大事なことだと思うのですが、1点だけ、この審議会の中で、長期、中期、短期ということで、その長期、中期について、どのような時間的なスタンスで答申を考えていたいているのかについて少しお聞かせいただければと思うのですが。

教育総務室担当課長 今回の第1次報告で短期的なものというところでまとめていただきました。さらに、今後、予定されております中期、長期についてはどういう時間のスパンで考えていくのかということも、審議会にかけて、また検討していきたいと考えております。

西村委員 長期、中期について、市のシミュレーションでは、児童数、生徒数の減少ということで、このような対応を進めていただいていると考えたときには、やはり短期は大事だと思うのですが、長期、中期のところについては、児童数の推移と関わって、やはり京田辺市全体ではどの時期ぐらいに見通しを出したらいいかという点について聞かせてほしいと思います。この審議会を通じて、ずっと先の話なのか、来年なのか、再来年なのかというあたりは、最終の答申を伴ったはつきりと見通しが欲しいなと思います。

以上です。

教育長 最終の答申、その間に中間答申があればという、そのあたりの具体的な時期ですね。その辺についてはどうですか。

教育総務室担当課長 中間答申につきましては、年明けをめどに検討しているところです。

最終答申につきましては、まず、短期的な課題の対応の経過を見ながら考えていくことになるかと思いますので、まだ具体的に審議会の中でも最終答申の時期を定めていないところです。

また、今後、短期的な対応、そして中長期的な対応をどのようにしていくかを含め、議論していく中で最終答申の目標時期を定めて、そこに向かって進めていくと。

短期的な中間答申のほうは、年度末を念頭にという答弁に訂正させていただきます。

教育長 最終答申はどのように考えていますか。

教育総務室担当課長 最終答申はまだ未確定です。

また、これから審議情報、中長期の内容なども見据えながら目標を定めていきたいと考えております。

教育長 要するに、西村委員も今おっしゃっていることは、一つは、中間答申については今年度末ということですね。最終の答申がいつかというのを、はつきりいつということを聞きたいということではなく、計画としては中長期に当たる部分の答申をいただくけども、それを今、児童・生徒数の推移から考えると、そんなに時間もないでしょう。だから、一定の最終答申をいただくめどがあったほうがいいのではないかと。それが今はつきりしているのであれば、その部分についてお示しいただきたいと、そういうことですよね。だから、できるだけ早く審議会の中でそれについて中間答申以降に内容を審議して、答申を出されるということですね。

私が思いますのは、先ほど三山木小学校のこともありましたけれども、今、仮設を建てていることは、現在、児童数が増加している中で、既にその対応のために仮設を建てているということですね。学校として、そこについては一定の収容ができるように、そのような方向で今事業を進めているのだと。その中で、グラウンドが一定仮設校舎の分、狭くなりますから、その部分については、近くでグラウンドの用地を確保することを今進めているということですね。そのようなことで、三山木小学校については今、一定の対策を取りながら進めている。ただ、今後のことについては、この1次報告の途中にありますように、やっぱり小学校のあたりは、特にその地域コミュニティとか地域の方々がその学校に対するいろんな思いを持っておられますから、単に数字を合わせるために校区を変更するとか、そういう単純なものではない。その部分について審議会のほうで十分審議をいただくと、そういう流れですね。

ほか、質疑ございませんか。

伊東委員 私も感想になってしまいますが、やっぱり田辺中学校に行っていらっしゃる子どもたちは、クラス数も多いですし、子どもたちもたくさんいらっしゃるので、なかなか自己表現が難しいと考えている子どもや交友関係を作りにくい子どもたちも中にはいると思うので、やはり中学校がもう一つ選べるという選択肢が増えることで、どこで自分が教育を受けたいかを考える一つのきっかけになればいいなと思いますので、そういった意味でも、この短期の解決の方向性については期待できるのではないかと考えています。

教育長 ほか、質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 それでは、質疑なしと認めます。

日程第2、報告第16号、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（第1次報告）の件を終わります。

5 日程第3、報告第17号、令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事の一般競争入札結果について

教育長 次に、日程第3、報告第17号、令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センタ

一新築等工事の一般競争入札結果についてを議題とします。

本件について説明願います。

学校給食課長 それでは、ご説明させていただきます。

報告第17号、令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事の一般競争につきまして、本件は、令和6年度からの中学校給食の開始に向けまして、中部住民センター西側市有地に共同調理場である学校給食センター建設工事につきまして、令和4年11月16日に執行された令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事の一般競争入札の結果について報告いたすものでございます。

それでは、学校給食センター新築工事等についてであります。

契約の方法につきましては一般競争入札で行い、契約金額24億7,390万円。契約の相手方は村本・大和土木特定建設工事共同企業体。代表者は京都市中京区の村本建設株式会社京都営業所。構成員は本市の市内業者であります大和土木株式会社です。

一般競争入札につきましては、以下に記載の四つの建設工事共同企業体の参加により実施したところでございます。入札回数は1回。工事は令和6年2月28日までの工事となります。

次のページに、本給食センター新築工事に係る概要等を添付しております。

施工場所は京田辺市草内禪定寺1-1。敷地面積は約5,350平米でございます。

下の（5）に記載の工事内容としましては、給食センターの新築、鉄骨造2階建、附帯施設として、駐輪場、外構整備を終えまして、裏面に移っていただきまして、電気設備工事、機械設備工事であります。そのほか、省エネ環境配慮事項といたしまして、太陽光パネル（10kW相当）などを備えている計画でございます。

以降の資料につきましては、カラー刷りでの給食センターのパース図になります。

センター位置図、施設の配置、センターの1階と2階それぞれの平面図、また立面図等を参考に添付させていただいております。

以上で学校給食センター新築工事の一般競争についての報告とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

私のほうから。最大の給食の食数は幾らでしたか。実際に必要な食数は幾らですか。

学校給食課長 給食センターの調理可能の食数としては3,000食としておりまして、中学校の生徒、教職員の方々の調理が必要ということで、2,200食を予定しております。

教育長 その800というのは、大体余力といいますか、小学校の調理室にもし何らかのトラブルがあったときにそこから供給する等、そのようなことも想定できるということですね。分かりました。

質疑ございませんか。

西村委員 案内で、竣工式か何か工事を始められる式となっていたのですが、工事の着工を具体的に始められるのはいつからですか。

学校給食課長 年明けの1月18日に建設業者主催の安全祈願祭を開催するとお聞きしております。

また、実際の着工につきましては、1月20日が本格的な着工と聞いております。

西村委員 直接給食とは関係ないのですが、今、中部住民センターの仮駐車場になっている場所は、その時点で使えなくなるという認識でよろしいでしょうか。

学校給食課長 今、中部住民センターの仮設駐車場として使っているところですが、当面、駐車場としては使えなくなります。その代わりに、西側に近いところなのですが、市有地がございます。現在、そこを整備して、年明けからは中部住民センターの新たな臨時駐車場として使えるようにしておるところでございます。

教育長 場所的には、この地図の給食センターのところの上の駐車場のようなところは、これはセンター用の駐車場ですね。今言っている仮設の駐車場は、これのちょうど真ん中の上のほうにあるということですね。この辺り。

学校給食課長 そこに。

教育長 ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第3、報告第17号、令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事の一般競争入札結果についての件を終わります。

6 日程第4、議案第37号、京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

教育長 次に、日程第4、議案第37号、京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

学校教育課長 そうしましたら、議案第37号についてご説明申し上げます。

議案資料をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

まず1番目、今回の改正の趣旨でございます。学年始、年度初めの休業日は、現在、市立小学校は4月1日から5日まで、市立中学校は6日までとなっておりまして、学校ではこの間に始業式や入学式の準備、教室の環境整備、学校運営計画の作成などを行っております。

しかしながら、特に市立小学校について、土日が挟まる場合は、学校の新体制が4月1日にスタートしてからの準備期間が非常に短くなりまして、教職員の負担が大きくなっていることから、新年度の授業を円滑に進めるため、休業日を変更するほか所要の改正を行うものでございます。

また、市立小・中学校の休業日の変更に合わせまして、市立幼稚園の休業日についても併せて変更したいと考えております。

なお、今回の休業日の変更に関しましては、資料の11ページのところになりますが、校長会から要望書が教育長宛てに提出されているところでございます。

1ページ戻っていただきまして、続いて2番目は改正の概要です。

まず1点目は、学年始休業日の変更ということになります。今申し上げましたとおり、

子どもたちが安心して学校生活をスタートできるよう、必要な準備期間を確保するため、市立小学校の学年始休業日を1日延長いたします。

すぐ下の表のところは、市立小学校、中学校、幼稚園の変更前、現在の休業日と今回の変更後の休業日となります。記載のとおり、市立小学校の学年始休業日について、4月1日から5日までとなっておりますのを6日までと1日延長し、中学校と同じ期間に変更いたします。

なお、その下のところに、変更後の始業式、入学・入園式の日程を記載しておりますが、入学式につきましては、これまでどおり、原則、市立小学校は始業式の翌日、市立中学校は始業式の翌々日、市立幼稚園は始業式と同日といたします。

次に、2点目は、冬季休業日の変更です。市立小学校の学年始休業日の延長等に伴い、必要な授業日数を確保するため、冬季休業日を1日短縮いたします。

後ろの2ページに参りまして、市立小学校、中学校、幼稚園共に、現在、12月23日から1月6日までとなっている冬季休業日を12月24日から1月6日までといたします。

次に、(3)その他となっておりますが、市立小・中学校の夏季休業日について、必要な授業日数を確保するため、これまでから各小・中学校校長の届出によりまして、本規則に定める期間、7月21日から8月31日までとなっているところを短縮して運用してきたところですが、今回の改正に合わせまして、実情に沿って、8月26日までと変更いたします。

続いて4番目のところ、施行日等につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。

5番目、今後のスケジュールですが、本市の教育委員会定例会で議決をいただくことができましたら、明日22日がちょうど終業式の日となりますので、学校・園を通じて保護者へお知らせ文を配付するとともに、府内市役所各部局へ周知したく考えております。

なお、来年度、令和5年度の入学式、入園式の日程につきましては、例年どおり、2月の入学・入園説明会で新入生の保護者へ案内することとしております。

次の3ページのところには、参考として、変更後の令和5年度の1学期始業式、入学・入園式の日程と、令和5年度の学校休業日を記載させていただいております。

来年の1学期の始業式は、小・中学校が同日で4月7日の金曜日、幼稚園が4月10日の月曜日、入学・入園式は、小学校が4月10日月曜日、中学校が4月11日火曜日、幼稚園が4月12日水曜日となります。

資料の5ページは規則の改正となります。7ページは規則の新旧対照表。そして、9ページの資料で、山城教育局管内の状況となっております。字が細かくて大変恐縮ですけれど、表の真ん中の休業日のところ、学年始休業日については、今回の改正により、八幡市や宇治田原町、そして一番右のところに参考までに京都市と府立学校の日程を上げておりますけれど、この日程と同様の日程となります。資料の13ページ以降には、現行の規則及び準則を添付しております。

京田辺小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則の一部改正につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊東委員 2ページの3番のその他の部分の夏季休業日についてなんですか。今までだったら、8月31日とここに記載されていますけど、それまでに夏休みが実際に終わって、学校の授業も始まっているということを何度か経験しており、変更後も同じく8月26日にはなっていますが、それまでに学校が開始されるということもあり得るを考えていますか。

学校教育課長 本来、13ページに今の規則を載せておりますけれど、規則第3条第4号のところで、夏季休業日はこれまで7月21日から8月31日までとなっていたところを、第3条第3項の規定に基づいて、教育委員会に届出をすることによって、実際、26日までの運用をこれまでしてきたということです。本来、規則では31日となっていますけれど、その規定を引用して、26日まで運用としてきましたけれど、実情、この26日までというのが長い間定着しているということになっておりますので、今回の規則改正、実情に合わせて、夏休みについては規則上も8月26日までというような形で整理をしたいと考えております。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

西村委員 改正後なのですが、改正前と比べて年間の授業日数ということに変わりはないんですね。

こども・学校サポート室総括指導主事 始業日が小学校は1日遅くなりますが、中学校は変わらない状況に加えて、これまでの冬季休業の日程を短縮しておりますので、小学校におきましては授業日数に変更はございません。

また、中学校におきましては、その1日遅らせたことによりまして少し授業時間にも余裕ができましたので、さらに教育を充実させていきたいと考えているところです。

西村委員 私も現役の教員ですので、その辺のところについてはいろいろ悩ませていただいたのですが、基本的に授業の内容が多くなってきている中で、以前このように、本来、夏休みでしたら31日までのところを26日ということで、規則は変えなかつたですけれども、短縮して授業時間数を確保する形で、暫定的な措置を取り、今まで来たということです。そう考えてみると、今の状況も含めてですけど、今後も、総時間数の中でこれが適切であるかどうかということについては、また規則ですのでこのように考えていただいたらいいと思いますけど、臨機応変に現場のほうでも検討いただくことも大事かなと。特にこういう時期ですので、よろしくお願ひいたします。

教育長 ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第37号、京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

教育長 次に、日程第5、議案第38号は、京田辺市教育委員会会議規則第17条第3号に規定する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」に該当すると思われますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

7 日程第5、議案第38号、京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

教育長 それでは、日程第5、議案第38号、京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱についてを議題とします。

本件について説明願います。

社会教育課長 議案第38号、京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

本件は、本協議会委員の木下静子氏について、社会教育委員の任期の満了に伴いまして、京田辺市生涯学習推進協議会規則第2条第7号に基づく委員として新たに委嘱したいので、提案するものでございます。

資料の2ページ目のほうをご覧いただきたいと思います。

木下静子氏は、前社会教育委員の委嘱委員ということで、主に地域のスポーツ振興、またニュースポーツ、特にカローリングの普及など、市民の健康の維持増進を図ることや、仲間づくりの指導者として現在もご活躍されておりますので、これまで各種審議会を代表する者というところでございますが、区分を変更しまして、その他教育委員会が適当と認める者ということで、引き続いてお願ひをしたく考えております。

任期につきましては、令和4年12月21日から令和6年12月20日ということで、2年でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第38号、京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

以上で、会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

教育長 本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

その他、報告事項等ございませんか。事務局のほう、よろしいですか。
(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

以上をもちまして令和4年第12回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。